

衆議院・憲法審査会読上げ

平成26年4月24日

法務省刑事局

公職選挙法における選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた場合の少年法の適用対象年齢の在り方についての法務省における検討状況について御説明いたします。

法務省におきましては、現在、満20歳未満となっております少年法の適用対象年齢を18歳未満に改める必要があるか否かについて検討を行ってまいりました。その結果、現時点におきましては、公職選挙法における選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたとしても、そのことから直ちに少年法の適用対象年齢を満18歳未満に引き下げなければならないわけではないと考えております。

このような結論に達しました理由について御説明いたします。

少年法上の少年につきましては、家庭裁判所が必要と認めた場合には保護観察や少年院送致などの保護処分ではなく、刑罰を科すこともできますから、少年法の適用対象年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げるか否かの問題は、現在、保護処分と刑事処分の双方が可能である18歳、19歳の若年者を一律に刑事処分の対象とし、保護処分を科し得なくすることが刑事司法の観点からみて適切か否かという観点から検討すべき問題であると考えています。

このような観点から検討いたしましたところ、現時点において、これらの者に対する保護処分の必要性が失われたと評価すべき事情は認められず、少年法の適用対象年齢を引き下げなければならないわけではないと考えているということでございます。

そうすると公職選挙法上の選挙権年齢は満18歳以上、少年法の適用対

象年齢は満20歳未満となるということになりますが、法務省としましては、このような状況となったとしても、公職選挙法と少年法との間に不整合が生じるものとはいえないと考えております。

公職選挙法上の選挙権年齢が満18歳以上、少年法の適用対象年齢が満20歳未満となれば、公職選挙法において、公民権停止・連座の要件を一定の有罪判決の確定としていることから、18歳、19歳の者が選挙違反を犯した場合に保護処分の対象となり公民権停止・連座の対象とならない場合が生じることが問題であるとの御指摘がございます。

法務省としましては、仮に選挙違反を犯した18歳、19歳の者について保護処分となった場合にも公民権停止・連座の対象とする必要があると公職選挙法上の政策判断として認められるのであれば、例えば一定の保護処分を受けた者についても公民権停止・連座の対象とするなどの公職選挙法上の措置を講ずれば足りると考えております。

したがって、選挙違反を犯した18歳、19歳の者が刑事処分とならず保護処分となる可能性があることを理由に少年法の適用対象年齢を必然的に引き下げる必要があるとは考えておりません。

もともと、今後も本審査会における御議論の状況等を踏まえ、必要に応じて、検討を行っていきたいと考えております。